

令和7年5月30日

令和7年度介護ロボット・ICT導入支援事業補助金の実施予定について

標記補助金については、次のとおり募集を開始する予定です。

応募にあたっては機器等のデモンストレーションによる検討や選定の準備が想定されますので、あらかじめ御案内いたします。

1 補助事業募集開始時期 令和7年7月上旬ごろ（予定）

2 交付決定・事業着手時期 令和7年9月上旬ごろ（予定）

3 補助内容

（1）補助対象者

県内に介護サービス事業所等（介護保険法による指定又は許可を受けた事業所及び老人福祉法による認可を受けた養護老人ホーム、軽費老人ホーム）を有する法人

（2）補助率 補助対象経費の4分の3（補助額の上限額あり）

（3）補助対象費用

①【介護テクノロジー導入支援】

ア 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等（介護職員の負担軽減に資する介護ロボット・ICT機器等）を介護サービス事業所等に導入する費用

移乗支援・入浴支援の機器は1台あたり上限額100万

介護業務支援に該当する介護ソフトは最大250万

（事業所の職員数により区分）

上記以外は1台あたり上限額30万

※「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供）で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象とする。

イ その他、介護サービスの質の向上につながると宮城県知事が判断した機器等

1台あたり上限額100万

〔イと認められる例〕

- ・ 移乗や移動を支援する機器で重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等）
- ・ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行

- ・ 機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等)
- ・ 生産性向上に資する福祉用具（訪問介護事業所で使用するスライディングボード等）
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等）
- ・ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）
- ・ バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等

②【パッケージ型導入支援】

①のAのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジー（介護ソフト等）と連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを一体的に導入する費用

（例）介護ソフト+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器

介護業務支援に該当する複数の機器 等

- ・ 1事業所あたり上限額 750万

③【業務改善支援】

①または②導入時に、生産性向上の知識・経験を有する専門家から業務改善支援（課題抽出や事後評価を含む）を受ける費用

上限額 45万

4 主な補助要件（予定）

- （1）厚生労働省委託事業のセミナーまたは宮城県介護事業所支援相談センターが実施する研修を受講するか、コンサルティング会社等による業務改善支援（3の③）を受けること。
- （2）短期入所生活介護等のサービスを行う事業所が補助を受ける場合は、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」（名称は問わない。）を設置すること。
- （3）居宅介護支援等のサービスを行う事業所が補助を受ける場合は、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。

5 参考サイト

- ・ 福祉用具情報システム（公益財団法人テクノエイド協会）
<https://www.techno-tais.jp/>
- ・ 宮城県介護事業所支援相談センター
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/shien-center.html>